

令和8年度南箕輪村監査計画

南箕輪村監査基準第7条の規定に基づき計画を策定する。

1 基本方針

- (1) 事務事業及び予算執行について、適法性、正確性はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点から、村民の視点に立って監査を実施する。
- (2) 違法、不正の指摘のみならず、各課局におけるチェック体制などの整備、運用などに留意し、監査結果に基づく改善状況についても調査する。

2 監査等の種類及び概要

- (1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）
 - ①定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについて監査を実施する。
 - ②随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があると認めたとき、定期監査に準じて監査を実施する。
- (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるとき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。
- (3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金等の財政的援助を行っている団体等及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査を実施する。併せて所管課等の当該団体等への指導監督の適正性についても監査を実施する。
- (4) 決算審査
 - ①一般会計及び特別会計（地方自治法第233条第3項）

決算計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、資金運用、財産管理

及び会計の適正性、健全性について、各監査や例月出納検査も活用し適格な審査を実施する。

②公営企業会計（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算書類の計数の正確性を確かめ、諸表が経営成績及び財政状態を検証するとともに、例月出納検査や定期監査等も活用し適正な審査を実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者並びに水道事業及び下水道事業の各管理者から提出された調書等に基づいて毎月の計数を確認するとともに、現金等保管状況を検査する。

(6) 基金運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、決算審査と併せて審査をする。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、決算審査と併せて審査する。

(8) 指定金融機関等に関する監査

（法第 235 条の 2 第 2 項又は公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務が法令等の規定及び指定の約定のとおりに行われているか監査を実施する。

(9) 特別監査

村民や議会、村長からの請求等について監査を実施する。

- 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条）
- 議会の要求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）
- 請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条）
- 村長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）
- 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 1 項）

- 村長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
(地方自治法第 243 条の 2 第 3 項又は公営企業法第 34 条)

3 監査実施計画

(1) 定期監査

- 実施時期 令和 8 年 4 月から令和 9 年 2 月 (村監査委員条例第 3 条)
- 対 象
 - ・一般会計
 - ・特別会計 (介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)
 - ・公営企業会計 (水道事業会計、下水道事業会計)

(2) 行政監査

- 実施時期 定期監査に併せて実施
- 対 象 定期監査の際に補完的監査として実施

(3) 財政援助団体等監査

- 実施期間 必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査を実施
- 対 象 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

(4) 決算審査

- 実施時期 令和 8 年 7 月中旬から 8 月上旬
- 対 象
 - ・一般会計
 - ・特別会計 (介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)
 - ・公営企業会計 (水道事業委会計、下水道事業会計)

(5) 例月出納検査

- 実施時期 原則毎月 20 日に実施 (村監査委員条例第 4 条)
- 対 象
 - ・一般会計
 - ・特別会計 (介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計)
 - ・公営企業会計 (水道事業委会計、下水道事業会計)

(6) 基金運用審査

- 実施時期 決算審査に併せて実施
- 対 象 定額基金運用状況

(7) 健全化判断比率等審査

- 実施時期 決算審査に併せて実施
- 対 象 財政健全化判断比率・資金不足比率

(8) その他の監査

- 実施期間 随時

4 監査等の実施体制

監査委員2名で監査を実施し、補助職員として監査委員事務局職員により補助する。

5 監査の結果に関する報告及び公表

監査の結果に関する報告書の提出及び公表は、決定後速やかに行う。

なお、例月出納検査を除いた公表は南箕輪村公告式条例によるほか、村ウェブサイトに掲載する。